

証券コード 3842  
(発送日) 2024年6月10日  
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株主各位

東京都港区白金一丁目27番6号  
株式会社ネクストジェン  
代表取締役社長 大西新二

### 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト  
<https://www.nextgen.co.jp/>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「IR資料室」を順に選択のうえ、2024年3月期の「招集ご通知」からダウンロードいただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

議決権行使期限：2024年6月26日（水曜日）午後6時

※書面（郵送）による場合は、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)  
午前10時30分 受付開始  
午前11時 開 会
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番19号  
住友不動産東京三田ガーデンタワー  
ベルサール三田ガーデン 3階 ROOM2  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご  
案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください  
い。)
3. 目的事項  
報告事項
1. 第23期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委  
員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 資本準備金の額の減少の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)  
の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件  
以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項について上記のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求いただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- (1) 連結株主資本等変動計算書
- (2) 連結計算書類の連結注記表
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 計算書類の個別注記表

したがって、上記の書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・ 決議通知については、書面による決議通知の送付は行わず、上記の当社ウェブサイトにて掲載いたしますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nextgen.co.jp/ir/news/>) にてお知らせいたします。

#### 【株主総会のお土産について】


株主総会にご出席いただいた株主の皆さまへのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただき  
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

日 時

---

2024年6月27日 (木曜日)  
午前11時 (受付開始:午前10時30分)




### 書面 (郵送) で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対  
する賛否をご表示のうえ、切  
手を貼らずにご投函くださ  
い。

行使期限

---

2024年6月26日 (水曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議  
案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2024年6月26日 (水曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX株  
XXXXXX年X月X日

1	
2	
3	
4	
5	

同意
反対

○○○○○○

議決権行使書のご有効期限 〇〇 日

議決権の数 XX株

賛成
反対

○○○○○○

- ここに議案の賛否をご記入ください。
- 第1、4、5号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2、3号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

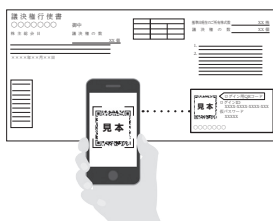
- ※議決権行使書用紙はイメージです。
- ・議決権行使書において、各議案に賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。
  - ・書面 (郵送) およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

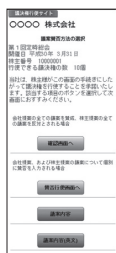
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

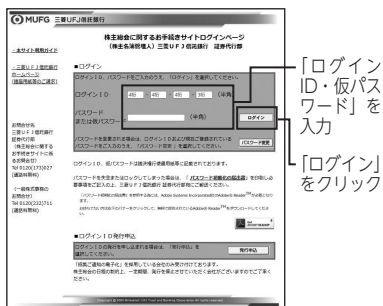
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
**0120-173-027**  
 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 2023年 4月 1日から  
2024年 3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安による原材料の高騰や人手不足に対応するための賃金上昇が企業業績の圧迫要因となる一方で、コロナ禍による経済社会活動への制約がほぼ解消されたことにより、個人消費やインバウンド需要の回復による需要を中心とした緩やかな景気回復が続いております。

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）をとりまく情報通信分野は、様々な環境下の中で、ライフスタイルにあった働き方やコミュニケーションの手法を選択できるよう、企業による前向きな設備投資が進んでおり、クラウドサービスへの移行、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による需要が増加しています。国内のICTサービス市場規模は、今後さらに拡大化されることが見込まれます。

以上のような市場環境において、当社グループの経営成績については、ボイスコミュニケーション事業において、通信事業者及び官公庁や鉄道会社向けに収益性の高い自社ソフトウェア販売の増加があったことや大手電力会社向けにサービス運用安定化を目的としたバックアップシステムの構築案件の獲得に加え、通信事業者向けのクラウドサービスの増加がありました。また、コミュニケーションDX事業において、前連結会計年度末にMVNO事業者向けに提供を開始したサブスクリプション型サービス販売が積み上がったことに加え、導入済みのモバイルコアシステムのセキュリティ強化や運用の簡易化に向けた更改対応を実施したこと、さらには、継続案件として企業DXに関連したシステム開発案件が増加したことなどにより、売上高は、3,522,737千円（前連結会計年度比15.4%の増加）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加に伴う増益の影響に加え、ソフトウェア開発投資の減少、人件費や業務委託費が減少したほか、レイアウト変更による家賃等の減少に伴う固定費の削減により売上総利益は、1,305,309千円（前連結会計年度比13.7%の増加）、営業利益は、181,391千円（前連結会計年度比479.6%の増加）、経常利益は、173,759千円（前連結会計年度比629.7%の増加）、親会社株主に帰属

する当期純利益は、166,920千円（前連結会計年度は、454,411千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

受注面につきましては、ボイスコミュニケーション事業において、保守サービスやクラウドサービスについて、堅調に受注が増加したことや、コミュニケーションDX事業において、サブスクリプション型サービスの受注獲得や企業DXに関連したシステム開発案件等を受注したことにより、受注残高は1,735,795千円（前連結会計年度比11.1%の減少）となりました。

区 分	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)	増 減	増減率 (%)
売 上 高 (千円)	3,053,432	3,522,737	469,305	15.4
売 上 総 利 益 (千円)	1,148,046	1,305,309	157,263	13.7
営 業 利 益 (千円)	31,298	181,391	150,092	479.6
経 常 利 益 (千円)	23,813	173,759	149,945	629.7
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△454,411	166,920	621,332	-
受 注 残 高 (千円)	1,952,616	1,735,795	△216,821	△11.1

当社グループは、音声を中心とする通信技術に関するソリューション・サービスの提供を行う単一セグメントとなっております。当連結会計年度における事業区分別の概況は、以下のとおりです。

なお、以下の前連結会計年度との比較は、変更後の区分に基づいております。

区 分	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)	増 減	増 減 率 ( % )
ボイスコミュニケーション事業 (千円)	2,631,117	2,693,320	62,203	2.4
コミュニケーション DX事業 (千円)	422,315	829,417	407,101	96.4

#### 〔ボイスコミュニケーション事業〕

当連結会計年度では、DX関連においては、働く場所の多様化に伴い、法人電話のスマートフォン需要が引き続き高い傾向にあります。仕事の電話をいつでもどこでも自身のスマートフォンで受発信できる「スマートフォン内線ソリューション」の販売が引き続き好調でした。

このようなDX化に向けた各企業の取り組みの中で、自社でクラウドサービスを展開される企業も増加傾向にあります。当社グループはこのような企業のパートナーとなり、自社のクラウドサービス基盤を提供し、導入に伴う環境構築や運用面でのサポートを行うことで堅調に実績を積み上げています。都築電気株式会社のクラウドPBXサービス「TCloud for Voice」もそのひとつであり、オンプレミスからクラウドサービスへ切り替える企業より好評をいただいております。

また、大手通信事業者を介してクラウドPBXの需要の拡大化による、当社グループのクラウドPBXサービス「U-cube voice」も様々な企業に継続的にご利用いただいております。運用の利便性を向上する新機能を追加したことにより、さらにサービスが充実しました。

そのほかに、コンビニエンスストア各拠点の店頭にあるマルチメディア端末を接続するSIPサーバーとして、ソフトウェア「NX-C1000 for Enterprise」を提供しました。こちらは多店舗展開をする小売業界のニーズに応えた事例となります。

当社グループのIPセントレックスサービスをご利用の大手電力会社向けには、災害等に直面した場合においても、安定した運用の継続を可能にするバックアップシステムを構築し、提供しました。導入実績のある顧客に向けたフォローとサポート体制の充実により、更なる案件の獲得へとつな



がった事例となります。

当社グループでは、クラウドサービスの展開を拡大している中で、利用者に安心してサービスをご利用いただける環境の整備を実施しています。それに伴い、サービス運用やシステム保守を担うシステムサポート部において、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証「ISO/IEC 27001:2013」ならびにISMSクラウドセキュリティ認証「ISO/IEC 27017:2015」を取得しました。自社クラウドサービスのセキュリティ維持・改善においてより高いレベルを推進し、一層信頼される企業を目指します。

PSTNマイグレーション関連においては、大手通信事業者に向けたソフトウェアSBC「NX-B5000」を販売しました。昨今では一般企業においても、働く場所やデバイスの多様化により、IP電話サービスの需要が拡大しています。これによるトラフィックの増加が見込まれており、マルチ接続ゲートウェイ「NX-B5000 for Enterprise」の販売へと繋がっています。大規模IVRサービス事業者の設備IP化に向けた販売や、クラウドPBXサービス事業者のゲートウェイとして、当社グループの通信事業者向けの製品の実績が評価され採用されました。これは、エンタープライズユーザーやコンタクトセンターでもIP化が加速している表れであり、引き続き顧客のニーズを捉えつつ、案件の獲得に取り組んでいきます。

音声認識&AIサービス関連においては、通話音声・録音音声をテキスト化することにより、コンプライアンス強化に向けて有効に活用できる音声認識BPOサービス「U-cube cogni」を、金融機関にご利用いただいています。

また、株式会社NTTドコモによる携帯電話向け通話録音サービスや、通信事業者向けに通話録音の自動テキスト化を実現する機能「U-cube rec」を提供しています。導入される際に、サーバーなどの設備やシステム管理者を用意する必要がなく、通話録音データの蓄積や管理をクラウド上で行い、セキュリティ対策も万全なサービスとなります。

そのほかに、全国に拠点を持つ官公庁や、複数の拠点を有する鉄道会社向けに、通話録音システム「LA-6000」を提供しました。通話の録音から録音データの収集・蓄積・管理まで実現することができ、全国の拠点展開を実施しています。

このように当社グループの「LA-6000」は、通話録音システムとして多くの実績がありますが、世の中のDX化が加速する中で活用方法の多様化に取り組んでいます。録音データの保存のみならず、複数の企業が提供している音声認識サービスのキャプチャサーバーとしても活用できることがか

ら、全国に拠点を持つ官公庁や保険会社のコールセンター向けに導入されました。音声を取得した後、音声認識エンジンに受け渡して音声をテキスト化することが可能となり、文字でいち早く情報を検索・分析することによって、多くのオペレーターを抱えるコールセンターなどの業務効率化に需要が見込まれます。

保守サポート・サービスにおいては、堅調に推移しています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,693,320千円（前連結会計年度比2.4%の増加）となりました。

#### 〔コミュニケーションDX事業〕

コミュニケーションDX事業は、オムニチャネルコミュニケーションやAI技術を活用して業務のDX化に貢献するクラウドサービス、音声認識/AIやCPaaSといった技術を活用したDXソリューション・サービス、等の研究開発活動に取り組んで様々な商用サービスを提供します。

DX/AIソリューション関連においては、業務のDX化が加速する中、電話システム機能の拡充、コールセンター支援、スマートフォンのアプリケーションに関するシステム開発などを実施し、当社グループの「U-cube connect」、「U-cube cogni」により音声認識後のデータの利活用を提供しています。さらに「U-cube connect」にSMS送信、FAX送受信機能を拡充したマルチチャネル対応IVRサービスも開始し、企業のDX導入に貢献します。

継続案件として、一般社団法人建設技能人材機構に、既存の電話システムと当社グループのオムニチャネルコミュニケーションサービス、CTIと連携したコールセンターソリューションを導入しています。簡易なお問い合わせに対しては、受付からSMS送信での情報提供まで自動で行えるようになり、スーパーバイザーによるモニタリングや対応履歴の管理・共有も高度化され、一層の顧客対応品質の向上と業務効率化を可能とするものとなります。

音声通話、メッセージング、ビデオ通話などのコミュニケーション機能をAPIで提供するクラウド型通信プラットフォームCPaaSを、自社で開発し「U-cube CPaaS」として提供しています。国内の通信事業者をはじめ多くの企業への導入実績を持つ当社グループのソフトウェアが活用されており、異なる事業者間やサービス間の相互接続性に優れたサービスです。NECネットエスアイ株式会社が提供するAIによる電話取次ぎサービス「Canario」の基盤として採用されているほか、エクシオグループ株式会

社と実施したServiceNowへの電話対応業務自動化ソリューション連携にも活用されており、パートナー企業を含む多くの企業で活用されています。当社グループの長年の通信事業者への導入実績から、安定した品質で持続的なサービスや、グローバルパートナーを含む主要なCPaaSプロバイダとの連携によって創造する新しい機能を、いち早く提供しています。またこれにより、ユーザー企業は日本のレギュレーションに沿った機能提供やサポートを受けながら、安定的で新規性の高い独自アプリケーションの開発を行うことができます。当社は、「U-cube CPaaS」を用いてパートナー企業が開発したクラウドアプリケーションを相互に利用できる会員制のコミュニティ「NextGen CaMP」を本年度より発足しており、先に記載した一般社団法人建設技能人材機構に向けたコールセンターソリューションも、まさにこの活動から生まれた都築電気グループとのコラボレーションによる導入事例となります。さらに、当該コミュニティの会員である株式会社電話放送局と協業して、IVRサービス事業の拡大とともに、CPaaSやAIを活用した新規ビジネスの共創に取り組んでいます。会員数の拡大及び会員間の交流や情報交換を通じて、国内市場におけるCPaaSの効果的な利用促進と市場のさらなる拡大を今後も目指していきます。

また、NTTタウンページ株式会社の「Digital Lead for DX SMSソリューション」に、当社グループの「U-cube connect」がIVRオプション機能として採用され、提供を開始しました。カスタマーセンターやコールセンター事業者などに対し、電話対応業務のDX化を推進する取り組みであり今後の需要がさらに見込まれます。

BSSソリューション関連においては、前期に引き続き、モバイル事業者のユーザー制御、サービス制御、接続先毎の通信速度を制御するシステムの運用支援を行っています。また、導入済みのモバイルコアシステムのセキュリティ強化や、運用の簡易化に向けた更改対応を実施しました。そのほかには、モバイルサービスの運用支援を手掛けてきた実績から、モバイル通信制御システムの更改案件やMVNO設備の運用支援を実施しています。

こうしたクラウドベースの業務支援システムの構築経験を活かし、企業における業務の実態を分析・整理した上で改善策を提案するなど、業務改善に向けたコンサルティングも行っています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、829,417千円（前連結会計年度比96.4%の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、401,158千円で、これは主に通信システムに関わるソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (2022年3月期)	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売 上 高 (千円)	3,863,565	3,750,288	3,053,432	3,522,737
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△174,317	164,657	△454,411	166,920
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△67.65	63.48	△165.78	54.88
総 資 産 (千円)	3,342,688	3,445,360	3,004,088	3,277,838
純 資 産 (千円)	1,784,650	2,010,188	1,796,172	1,959,934
1株当たり純資産額 (円)	692.63	756.67	590.53	643.98

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (2022年3月期)	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (当事業年度 (2024年3月期))
売 上 高 (千円)	3,172,284	3,048,809	3,011,257	3,557,361
当期純利益又は当期純損失 (△)	△19,050	65,370	△400,650	177,326
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△7.39	25.20	△146.17	58.30
総 資 産 (千円)	3,296,536	3,264,684	3,020,480	3,300,918
純 資 産 (千円)	1,847,763	1,974,013	1,815,757	1,994,926
1株当たり純資産額 (円)	717.12	743.05	596.97	655.48

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は親会社を有していません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社LignApps	41百万円	100.0%	CPaaS事業 UCaaS事業 クラウドアプリケーション/IT/ネットワークに関するコンサルティング及びインテグレーションサービス

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業であるボイスコミュニケーションサービス分野においては、国内大手通信事業者、海外からのサービス事業者（例えば、ZOOM等）、新規参入のサービス事業者による新サービスの市場導入や価格競争があり、市場は活性化しております。また、コロナ時に経験した働き方の変化は、リモートワークを多くの人が活用する働き方のひとつとして一般化させ、オンラインによる会議も日常的な打合せの手段となりました。

こうした中、当社グループが創業以来事業の中心としてきたネットワーク技術によるボイスコミュニケーション、電話の通信技術の変革は、ひとつの大きな完成点を迎えました。NTT東日本と西日本は、今年2024年1月31日に100年以上続いてきた日本の固定電話通信サービスのネットワーク：公衆交換電話網をインターネット技術によって置き換えるという大事業を完了しました。これにより、音声通信の効率は劇的に改善し、またその結果として国内の音声通話料金は大幅に低下致しました。当社のコア製品であるSBC (Session Border Controller：IP電話事業者間での相互接続を可能とするソフトウェア) を始めとして、当社のネットワーク技術をベースとした音声技術製品群は、大手通信事業者様の電話通信網で引き続き重要な役割を果たしており、安定した稼働を保証する保守サービスを提供することが、求められております。当社はこれらのソフトウェア技術、サービス及びこの技術を企業向けに応用した製品群等を収益の安定基盤として維持しつつ、音声技術とショートメッセージ (SMS) やオンライ

ンチャット、オンライン電話サービス等をシームレスに活用することを可能とするサービスの提供が事業拡大につながるものと想定し、様々な通信サービスの共通の基盤となるコミュニケーション・プラットフォーム技術を開発し、デバイスを限定しない、各種サービスと音声の連携を実現いたしました。当社グループの事業機会は益々拡大していくものと認識しております。

一方、これらの市場の変化は、場合によっては販売方式の変化も伴っております。1件数億円の大きなプロジェクトでハードウェアとソフトウェア・ライセンスを通信会社へ一括販売するオンプレミス型のビジネスが減少し、顧客自らはハードウェアを持たないクラウドサービス、サブスク型のビジネスへ移行するという売上構造のシフトです。これは、売上の観点から見ると大プロジェクトの大きな売り上げの減少となり、そのギャップを埋めることがここ数年の課題となっておりました。そのギャップを埋めるため、保守サービスの増加やクラウドサービスの拡大、パートナーとのより深い共同事業を行うための新たなビジネスモデル（Enablerモデル）の導入等により、安定した収益を生む構造への転換を進めております。このような経緯からパートナーとの結びつきをより強化し、さらなる付加価値を生むためのパートナー組織であるCPaaSマーケットプレイス「NextGen CaMP」を発足させました。

東京証券取引所の新市場区分の見直しに伴い、当社が上場することとなったグロース市場の上場維持基準として時価総額基準が設定され、2024年3月31日時点においてこの基準を充たしておりません。

このような状況のもと、当社グループが今後対処すべき課題は以下のとおりです。

### ① 収益力の向上

#### 収益力の向上

当社グループの事業における売上の拡大と安定した利益の確保は、重要な課題であると認識しております。利益率も高く安定した収益源である保守サービスやクラウドサービス事業は順調に成長しております。また、国内外の販売パートナーとの連携によりさらなる売上成長を目指してまいります。

収益確保の上で課題である新規プロジェクトの採算管理やスケジュール管理を見直し、着実に収益を上げることができるよう、経営管理体制の強化に努め、無駄なコストの見直し、DXの推進によって効率化を推し進めてまいります。

### ② 新製品の企画開発

前期に開発完了し市場導入したコミュニケーション・プラットフォーム・サービス（Communications Platform as a Service：CPaaS）は、従来、輸入していた製品サービスを自社開発のソフトウェア、クラウドサービスとして置き換え、音声通話、ショートメッセージ（SMS）、オンラインチャット等、様々なコミュニケーションツールをシームレスに使用できる統合的な基盤となり、その上に容易に新たなサービスを開発できるプラットフォームを提供します。

当社グループはAI音声認識において産学連携を進めており、人材交流や共同研究により、基礎的な技術蓄積を進めており、その技術を安全管理に応用した工事現場での安全ミーティングの音声収録・評価システム「工事KY（工事危険予知）」を製品化しております。

広報活動を通じて当社グループの提供するソリューション・サービスをわかりやすくステークホルダーの方々へ伝えていくことが重要であると考え、ニュース・リリースやビデオ映像による事業紹介等をより一層充実させてまいります。

### ③ 品質向上に向けた活動

当社グループの創業以来培ってきた通信事業者向けソフトウェア開発においては、通信事業者の厳しいサービス運用基準への適合が要求されます。これらのソフトウェアをクラウド上で提供するクラウドサービスにおいても、品質の確保は必須であり、事業を継続していく上で当社グループの重要課題であると認識しております。より高いレベルでの品質



確保のため独立かつ客観的な立場で判断ができる品質管理担当を設け、全ての開発プロジェクトに品質プロセスを適用し品質の担保に努めております。

#### ④ 働き方改革への対応

当社グループの属する情報通信分野においては、高度化する技術への対応、高度な専門知識を持った技術者の不足等の難題を抱えており、人材採用・育成、働き方改革は重要な経営課題となっています。

当社グループではかねてから柔軟な働き方に対応した制度の導入や生産性を向上させるため自社ソリューションを活用してきました。このため遠隔地へ転居しても勤務を継続することや育児・介護を行いつつ仕事も進められる環境が整い、能力ある人材が無理なく仕事を継続できるようになっております。多様な働き方が許容され、テレワークが普通である働き方改革は、優秀な人材の確保に役立ち、当社グループの重要な強みとなっております。当社グループは、引き続きワークスタイルの変革・制度改革を推進し、優秀な人材の採用・育成を進めてまいります。

上場基準を満たすべく、①から④の課題について諸施策を実行しており、株価も上向いております。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの事業は、音声を中心とする通信技術に関するソリューション・サービスの提供を行う単一セグメントとなっております。創業当時から通信事業者向けの音声ネットワークのIP化とソフトウェア化を実現する高度なソリューションを提供しております。その開発で蓄積してきた技術・経験を活かして、市場のニーズに応えるべく、あらゆるビジネスユーザーをターゲットとした、IP-PBX、事業者間接続ゲートウェイ、通話録音装置をはじめとし、音声認識/AIを取り入れたソリューション・サービスや、様々なビジネスシーンで活用できる各種クラウドサービスを展開しております。

当社グループが手掛ける事業内容は、主に2つに区分しております。音声を中心とし、長年培ってきた技術や経験によって生み出せる多様なソリューション・サービス、もうひとつは、DX化促進により需要が拡大している音声認識/AI及びCPaaSや、クラウドベースの業務支援システム

(BSS) などのソリューション・サービスになります。

以上のことをふまえ、前連結会計年度まで、「ボイスコミュニケーション事業」と「モバイル通信ソリューション事業」としておりましたが、当連結会計年度より、「ボイスコミュニケーション事業」と「コミュニケーションDX事業」に分類しております。

#### [ボイスコミュニケーション事業]

ボイスコミュニケーション事業は、あらゆるビジネスユーザーの音声通信をサポートするソリューションやサービスを、通信事業者や多様な販売パートナーを通じて提供します。

- ・ 通信事業者向けのソリューションで培った音声通信に関するソフトウェアの開発、構築、運用を提供
- ・ オンプレミスPBXの更改期の到来やリモートワークの推進によって需要が拡大しているクラウドPBXの提供
- ・ 通信事業者のPSTNマイグレーションに向けた既設システムの更改や、機能の強化・セキュリティ対策対応
- ・ 一般企業向けのDX化やPSTNマイグレーションに向けた、通信システムの更改、通信ソリューション・サービスの提供
- ・ 企業のコンタクトセンター向けにオムニチャネルでのシームレスなコミュニケーションを実現するための相互接続ソリューションや通話録音ソリューションの提供
- ・ 24時間365日提供可能な、日本全国への駆けつけ体制を保持する保守サービスの提供

創業以来、一貫して音声通信に関わるソリューションを提供し、大規模から小規模ユーザーを網羅する様々なネットワークに対応可能なソフトウェア技術を保有しております。当社グループで開発したソフトウェアをはじめ、海外製品も取り扱っております。これまで手掛けてきたソリューションの開発や導入実績は、通信事業者のみならず、あらゆるビジネスユーザーに対応でき、それぞれに適したソリューションを提供することが可能です。また、オンプレミスPBXやビジネスホンの顧客基盤を有する企業や、クラウドサービス事業者とのパートナーシップを組み、当社グループの保有する技術を、オンプレミス型及びクラウド型であるOEM/Enablerサービスとして提供していきます。

### [コミュニケーションDX事業]

コミュニケーションDX事業は、オムニチャネルコミュニケーションやAI技術を活用して業務のDX化に貢献するクラウドサービス、音声認識/AIやCPaaSといった技術を活用したDXソリューション・サービス、等の研究開発活動に取り組んで様々な商用サービスを提供します。

- ・ 業務ごとのアプリケーションを選択できる音声認識/AI、オムニチャネルコミュニケーションなどのクラウドサービスを提供
- ・ 多様化したコミュニケーションを連携するプラットフォームとして、CPaaSを活用したソリューションの提供
- ・ 金融コンプライアンス対応としてAIを活用したソリューションの提供
- ・ 建設及び工事現場における危険予知活動に役立つソリューションの提供
- ・ CSM(Customer Service Management)のDX化対応であるクラウドIVR（自動音声応答）の提供
- ・ クラウドベースの業務支援システム（BSS）サービスの提供
- ・ 業種やビジネスモデルに特化したソリューションの商用化に向けた研究開発（建設工事業界、医療介護業界、金融業界、など）

長年音声を中心とした通信技術に関するソリューションを提供した実績から、新たな市場を開拓する取り組みを開始しました。従来のERPのような大規模な総合型基幹システムから、業務ごとのアプリケーションを選択できるクラウド型にシフトしている中で、オムニチャネルコミュニケーションのクラウドサービスや、多様化したコミュニケーションサービスの連携などの需要が拡大しております。このような将来的に発展の可能性が見込まれる市場のニーズを捉え、当社グループの強みであるコミュニケーション技術とクラウド技術との融合を図り、業種やビジネスに特化したDXソリューションを開発、商用化し、展開していきます。

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

東京本社	東京都港区白金一丁目27番6号
関西営業所	大阪府大阪市中央区今橋三丁目1番7号
中部営業所	愛知県名古屋市中区錦二丁目9番27号
東日本営業所・北日本営業所	北海道札幌市豊平区平岸1条3丁目2番33号
九州・中国営業所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目23番2号

② 子会社 (株式会社LignApps)

本社	東京都港区白金一丁目27番6号
----	-----------------

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
139 (18) 名	— (1名減)

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。
2. 当社グループは、通信技術に関するソリューション提供を事業とする単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138 (17) 名	— (—)	46歳	8.2年

- (注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用社員 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員及び嘱託社員) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	172,482千円
株式会社りそな銀行	144,181千円
株式会社三菱UFJ銀行	69,394千円
株式会社千葉銀行	59,595千円
株式会社みずほ銀行	29,165千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,041,800株 (自己株式166株を含む)
- (3) 株主数 2,185名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
エクシオグループ株式会社	660,000	21.69
サクサ株式会社	550,000	18.08
NECネットエスアイ株式会社	300,000	9.86
岩崎通信機株式会社	85,000	2.79
株式会社タカコム	83,000	2.72
都築電気株式会社	80,000	2.63
大西新二	62,600	2.05
五味大輔	45,000	1.47
山本淳一	44,300	1.45
清水伸昭	42,200	1.38

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(166株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度中において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

#### 第10回新株予約権

決議年月日	2023年8月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11
新株予約権の数(個)※	298
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 29,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	741 (注) 2、3
新株予約権の行使期間※	自2025年8月5日 至2028年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)※	発行価格 741 資本組入金 371
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※新株予約権の発行時(2023年8月22日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権の

うち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭またはその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。

3. 行使価格の修正

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）が、以下の（ア）および（イ）に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（ア）2025年8月5日から2026年8月4日までは、割り当てられた本新株予約権の数の2分の1まで

（イ）2026年8月5日から2028年8月4日までは、上記

（ア）に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて

- (2) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位（以下、総称して「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (3) 上記（2）の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退任・退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記（2）および（3）の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。



- (5) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(2)および(5)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7) 上記(5)および(6)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (8) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (9) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (10) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
  - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、または当社が株式交付子会社となる株式交付計画について株主総会の承認

(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ②本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③以下に該当する場合、行使期間終了前といえども、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ・本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - ・本新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
  - ・本新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
  - ・本新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役 の 状 況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大西新二	執行役員 株式会社LignApps 代表取締役社長
取 締 役	齊田奈緒子	執行役員 管理本部長
取 締 役	島 政 則	執行役員 ボイスコミュニケーション事業本部長
取 締 役	深 山 博 文	エクシオグループ株式会社 ソリューション事業本部 グループ企画推進部門 担当部長 エクシオ・システムマネジメント株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	渡 辺 俊 一	
取締役 (監査等委員)	三 村 摂	三村会計事務所 所長 ソマール株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	田 中 達 也	熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー 竹本容器株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ガーデン 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 三村摂氏及び田中達也氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 三村摂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 田中達也氏は、弁護士 の 資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために渡辺俊一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 三村摂氏及び田中達也氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの取締役、管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という）を決議しております。その概要は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### イ 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責に応じて、当社の事業規模、業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ロ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて監査等委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進する意識を高めるため、基本報酬に対する割合を反映した譲渡制限付株式とし、全体の付与総数は希薄化の影響も勘案して決定する。付与する場合は、取締役会で審議し、株主総会で決議して決定する。

##### ハ 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業務執行取締役が業績に対する意欲や士気を高められる割合となるよう、取締役会において検討を行う。後述する④の委任を受けた代表取締役は取締役会での意見を尊重し、取締役会で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等（最大）＝10：3とする

(業績指標を100%達成の場合)。なお、非金銭報酬等としての株式報酬の比率は、取締役会で審議し、株主総会で決議して決定する。

(注) なお、当社は、2024年5月10日付で、上記「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定しております。主な改定点は、個人別の報酬額について、任意の諮問機関である指名報酬委員会を設置し、当該指名報酬委員会に対し取締役会が諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定するという点であります。改定日以降は当該方針に基づき運用を行っております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等限度額は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は3名（うち、社外取締役1名）です。

上記報酬等のほか、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は2名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が決定方針に基づいた基準を作成し、監査等委員会の同意を得た基準に従い作成した報酬案について監査等委員会の同意を得て決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2023年6月23日開催の取締役会において代表取締役社長大西新二に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、決定方針に基づいた基準を作成し、監査等委員会の同意を得た基準に従い作成した報酬案について監査等委員会の同意を得て決定しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	57,982千円 (-)	57,982千円 (-)	-	-	4名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16,950千円 (6,900千円)	16,950千円 (6,900千円)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	74,932千円 (6,900千円)	74,932千円 (6,900千円)	-	-	7名 (2名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）三村摂氏は、三村会計事務所の所長、ソマール株式会社の取締役をそれぞれ兼任しております。なお、当社と三村会計事務所及びソマール株式会社との間に取引関係はありません。

取締役（監査等委員）田中達也氏は、熊谷・田中・津田法律事務所のパートナー弁護士、竹本容器株式会社の監査等委員である社外取締役及び株式会社ガーデンの社外監査役をそれぞれ兼任しております。なお、当社と熊谷・田中・津田法律事務所、竹本容器株式会社及び株式会社ガーデンとの間に取引関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 三村 摂	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された、監査等委員会12回の全てに出席し、コーポレート・ガバナンスの観点から適宜、必要な意見を述べていただきました。
取締役 (監査等委員) 田中達也	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、監査等委員会の委員として、当事業年度に開催された、監査等委員会12回の全てに出席し、法令・コンプライアンスの観点から適宜、必要な意見を述べていただきました。

### ③ 親会社または子会社からの報酬等の総額

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当事業年度における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範／役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
- ロ 取締役の職務執行については、原則として毎月1回開催する取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
- ハ 監査等委員は、取締役会、監査等委員会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
- ニ 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
- ホ 当社グループの取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告ができる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査等委員会に報告されるとともに、コンプライアンス推進室が必要に応じ全社に周知することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存・管理することとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織長より各組織の事業活動状況を月次で報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当社グループ事業に係るリスクについての管理体制

を構築する。

また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は管理管掌取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な経営意思決定プロセスを図るため、取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。取締役会を補完し適切な業務執行を図るため、当社は、代表取締役社長、常勤取締役、執行役員及び経営会議審議委員で構成される経営会議を設置し、当社の業務執行における重要事項についての審議・検討及び当社グループのガバナンス強化を目的として当社グループの業務執行に関する重要事項の報告・協議を行う。

#### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、全ての子会社に適用する「関係会社管理規程」を定め、企業活動の監視・監督を行う。当社の子会社の一定の重要事項については、当社の事前承認または当社への報告を行う。内部監査部門は、定期的に当社グループの内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングする。

当社グループは、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等に係るリスクについての管理体制を整備し、関係会社管理規程に基づき、業務上のリスクについて当社への報告を義務付ける。また、リスクについては当社危機対策本部等において対応する。

#### ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役会にて協議の上、決定することとする。

#### ⑦ 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会をはじめ社内的重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、その対応策等について、必要に応じ取締役会にて報告・協議することとする。

監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求められることができることとする。

当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は代表取締役社長と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。

監査等委員会が監査に必要と判断した社内的重要文書及びその他の資料、情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。

監査等委員会は、当社の法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求められることができることとする。

監査等委員会は、当社の内部監査部門及び会計監査人と定期的に、意見交換を行う機会を設ける。

### ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針としております。

所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、「行動規範/役職員行動規範マニュアル」に明文化して社内の周知徹底を行っております。

また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ① コンプライアンス体制

当社グループは、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範/役職員行動規範マニュアル」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、取締役及び使用人に対する継続的な周知を行いました。

一方で、当社グループはコンプライアンス推進室において、四半期毎にコンプライアンス推進会議を開催いたしました。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、全社的なコンプライアンスへの意識向上を図りました。

### ② リスク管理体制

当社グループ事業にかかるリスク管理の一環として、各組織長より、事業活動状況とともに重要なリスク情報を月次で報告させております。月次報告において指摘された内在リスクについては、重要性に応じ関係者で別途対策を講じる会議を招集し協議いたしました。その内容は、適宜経営会議及び取締役会において報告され、判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの整備・運用に努めました。

### ③ 取締役の職務の執行の適正性を確保する体制

取締役の職務執行については、法令及び取締役会規程並びに職務権限規程に基づき取締役会が監督しております。定時取締役会に加え、臨時取締役会において、取締役からの職務執行状況の報告を受け、重要事項の決定や業務執行が適切かどうかを監督いたしました。

#### ④ 監査等委員の監査の実効性を確保する体制

監査等委員は毎月開催の取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役から業務の意思決定及びその執行状況について報告を受け、法令違反等の有無の確認を行いました。また、常勤監査等委員においては、取締役会に加え経営会議等の社内の重要会議に出席し、業務執行状況を監査いたしました。

上記の監査体制により生じた指摘事項や重要課題等は、取締役会のほか、定期的に開催する代表取締役社長との意見交換の場において報告しております。また、この内容は対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況についての報告を求めています。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営基盤の強化と今後のソフトウェア開発及びその他の研究開発投資に備えるために、内部留保の充実を重視しておりますが、一方で株主に対する安定的な利益還元の実施も重要な経営課題であると認識しております。

なお、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当金の年2回を基本としており、その決定機関については会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり5円の配当とし、2024年5月10日開催の取締役会において決議しております。

### 9. その他

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,455,575</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,007,239</b>
現金及び預金	1,262,035	買掛金	302,740
売掛金	967,341	1年内返済予定の 長期借入金	188,946
製品	21,152	未払法人税等	43,535
仕掛品	5,531	前受金	230,264
原材料及び貯蔵品	120,438	賞与引当金	25,785
その他	79,076	製品保証引当金	5,446
<b>固 定 資 産</b>	<b>822,262</b>	その他	210,520
<b>有形固定資産</b>	<b>52,436</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>310,665</b>
建物	37,162	長期借入金	285,871
工具、器具及び備品	15,274	資産除去債務	24,794
<b>無形固定資産</b>	<b>661,020</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,317,904</b>
のれん	9,096	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	567,779	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,958,748</b>
ソフトウェア仮勘定	84,144	資本金	1,127,092
<b>投資その他の資産</b>	<b>108,805</b>	資本剰余金	686,740
差入保証金	44,518	利益剰余金	145,204
繰延税金資産	58,360	自己株式	△289
その他	7,702	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1,186</b>
貸倒引当金	△1,776	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,959,934</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,277,838</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,277,838</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,522,737
売上原価	2,217,427
売上総利益	1,305,309
販売費及び一般管理費	1,123,918
営業利益	181,391
営業外収益	
受取利息	14
雑収入	146
営業外費用	
支払利息	3,231
株式交付費	684
為替差損	386
事務所移転費用	3,483
その他	6
経常利益	173,759
税金等調整前当期純利益	173,759
法人税、住民税及び事業税	30,333
法人税等調整額	△23,494
当期純利益	166,920
親会社株主に帰属する当期純利益	166,920

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,470,419</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>995,327</b>
現金及び預金	1,238,643	買掛金	291,709
売掛金	980,541	1年内返済予定の 長期借入金	188,946
製品	21,152	未払金	31,474
仕掛品	5,531	未払費用	32,342
原材料及び貯蔵品	120,438	未払法人税等	43,355
前払費用	77,422	未払消費税等	121,852
その他	26,690	前受金	230,264
<b>固 定 資 産</b>	<b>830,498</b>	預り金	23,944
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>52,436</b>	賞与引当金	25,692
建物	37,162	製品保証引当金	5,446
工具、器具及び備品	15,274	その他	299
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>673,611</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>310,665</b>
のれん	9,096	長期借入金	285,871
ソフトウェア	580,370	資産除去債務	24,794
ソフトウェア仮勘定	84,144	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,305,992</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>104,450</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	148,495	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,993,739</b>
差入保証金	44,518	資本金	1,127,092
繰延税金資産	54,005	資本剰余金	689,609
その他	7,702	資本準備金	689,609
貸倒引当金	△150,271	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>177,326</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,300,918</b>	その他利益剰余金	177,326
		繰越利益剰余金	177,326
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△289</b>
		新株予約権	1,186
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,994,926</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,300,918</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,557,361
売上原価		2,255,292
売上総利益		1,302,069
販売費及び一般管理費		1,110,232
営業利益		191,836
営業外収益		
受取利息	1,503	
業務受託料	1,836	
受取賃貸料	504	
雑収入	146	3,989
営業外費用		
支払利息	3,231	
株式交付費	684	
為替差損	65	
事務所移転費用	3,483	
その他	6	7,471
経常利益		188,354
特別損失		
関係会社株式評価損	4,999	4,999
税引前当期純利益		183,354
法人税、住民税及び事業税	30,153	
法人税等調整額	△24,126	6,027
当期純利益		177,326

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	浅 山 英 夫
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	橋 本 健 太 郎
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストジェン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浅 山 英 夫  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 橋 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクストジェンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社ネクストジェン 監査等委員会

監査等委員	渡	辺	俊	一
監査等委員	三	村	摂	
監査等委員	田	中	達	也

(注) 監査等委員三村摂及び田中達也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

### 1. 準備金の額の減少の理由

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

### 2. 準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金689,609,654円のうち全額を減少し、その減少額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年7月31日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

経営体制の一層の充実・強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しまして、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	おおにし しんじ 大西 新一 (1966年3月7日生)	1989年4月 日本電信電話株式会社入社 2001年9月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社担当課長 2002年4月 当社入社 執行役員技術部門長 2005年6月 当社代表取締役社長執行役員 2011年5月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役執行役員社長(現任) 2020年6月 株式会社LignApps代表取締役社長(現任)	62,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>大西氏は、通信業界及びその技術分野などの豊富な知識と経験を有しており、2005年6月から当社代表取締役として経営を指揮し、絶えず変化する通信業界において事業拡大に貢献してまいりました。当社グループの更なる企業価値の向上を推進、牽引する経営リーダーとして適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	※ うえだ ゆたか 上田 豊 (1961年6月27日生)	1985年4月 株式会社紀伊國屋書店入社 1989年1月 富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 1998年3月 株式会社イメージワン入社 2000年5月 同社 取締役衛星画像事業部長 2001年6月 Norsat International Inc. (Vancouver, CANADA) 社外取締役 2002年10月 同社 CEO 2004年2月 サイレックス・テクノロジー株式会社入社 上席執行役員営業本部長 2008年11月 メモリーテック株式会社(現メモリーテック・ホールディングス株式会社)入社 経営企画室長 2011年2月 メモリーテック・ホールディングス株式会社 取締役 2012年6月 同社 常務取締役 CFO 2015年6月 同社 代表取締役社長 CEO 2018年3月 株式会社ポニーキャニオン・エンタープライズ代表取締役社長兼務 2023年4月 当社入社 2023年6月 当社執行役員(現任) 2024年4月 当社管理本部長(現任)	500株
取締役候補者とした理由 上田氏は、IPOや国内上場企業、カナダの上場企業の経営経験を有し、経営企画・管理部門、IT・通信・宇宙分野での新規事業企画開発など幅広い経験を持つと共に、MBAを取得しグローバルな視野と幅広い知見を有しております。2023年に当社執行役員に就任し、現在は管理本部長として、経営戦略や新規事業を統括しています。これらの知識や経験を活かし企業価値の向上に貢献できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	さいた なおこ 齊田 奈緒子 (1973年11月25日生)	1998年4月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社入社 2002年9月 当社入社 2008年1月 当社品質管理室長 2012年2月 当社内部統制室長 2013年4月 当社経営企画部副部長 2016年12月 Syn.ホールディングス株式会社(現Supershipホールディングス株式会社)入社 コーポレート本部内部統制グループリーダー 2018年5月 当社入社 事業企画部長 2020年4月 当社管理本部長 2020年6月 当社執行役員(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2024年4月 当社品質イノベーション推進部長(現任)	8,400株
取締役候補者とした理由 齊田氏は、技術者として当社の製品開発を経験後、品質管理・内部統制室を経て管理本部を統括し、当社グループの経営企画や事業企画の発展に貢献してまいりました。現在は品質イノベーション推進部長として当社グループの品質管理の強化や業務の効率化に向けた取り組みを推進しております。これらの知識・経験が、企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	しままさのり 島政則 (1970年3月25日生)	1992年4月 日本電信電話株式会社入社 2005年2月 当社入社 2014年4月 当社キャリア事業本部副本部長 2017年4月 当社NTT営業本部長 2020年6月 当社執行役員(現任) 2022年4月 当社ボイスコミュニケーション事業本部長 2022年6月 当社取締役(現任) 2024年4月 当社品質保証部長(現任)	5,026株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>島氏は、長年、通信業界に携わっている経験を持ち、当社入社以来、営業・SE・コンサルティング・保守までの幅広い事業経験と知見を有しております。当社のボイスコミュニケーション事業本部を牽引した後、現在は品質保証部長として、当社製品の検証業務の発展と強化に取り組んでおります。これらの知識・経験が企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	みやま ひろふみ 深山 博文 (1965年8月24日生)	1988年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年10月 同社国際事業部担当課長 (NTT America) 2000年7月 東日本電信電話株式会社法人営業本部マルチメディア推進部担当課長 2003年10月 同社法人営業本部ブロードバンドビジネス部担当部長 2006年8月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社先端IPアーキテクチャセンターブロードバンドビジネス開発部門担当部長 2012年7月 同社システム部第二システム部門長 2015年6月 同社システム部長 2015年7月 NTTコムソリューションズ株式会社取締役 (非常勤) 2017年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社マネジメントサービス部長 2018年7月 株式会社協和エクシオ (現エクシオグループ株式会社) 入社 ICTソリューション事業本部ソリューション推進部副本部長 2020年6月 当社取締役 (現任) 2020年7月 株式会社協和エクシオ (現エクシオグループ株式会社) ICTソリューション事業本部企画推進部門担当部長 当社執行役員 2021年12月 アイティ・イット株式会社 (現エクシオ・システムマネジメント株式会社) 取締役 2022年4月 当社通信イノベーション事業本部 副本部長 2022年7月 エクシオグループ株式会社 ソリューション事業本部 グループ企画推進部門 担当部長 (現任) 2022年7月 エクシオ・システムマネジメント株式会社代表取締役社長 (現任)	2,400株
取締役候補者とした理由 深山氏は、当社とエクシオグループ株式会社が締結している資本・業務提携に基づき推薦を受けた候補者であります。同氏は、当社の主要事業領域である通信事業分野において長年の豊富な経験や幅広い知識を有しております。これらの知見を企業価値の向上に活かすとともに、本業務提携を推進させることが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 深山博文氏は、エクシオグループ株式会社ソリューション事業本部グループ企画推進部門担当部長及びエクシオ・システムマネジメント株式会社代表取締役社長を兼任しており、当社は各社との間で製品販売取引及び業務委託取引があります。
  3. 上記2以外に、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  4. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2024年3月31日）現在の株式数を記載しております。
  5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



**第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ としかず 渡辺 俊一 (1954年12月21日生)	1977年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 1997年4月 NTTコミュニケーションウェア株式会社（現エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社）入社 2001年7月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）入社 2002年4月 当社入社 執行役員営業部長 CMO 2006年2月 当社人事・総務グループリーダー 2008年1月 当社第一営業本部本部長 2014年1月 当社営業統括本部シニアマネージャー 2014年3月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員・常勤）（現任）	42,000株
監査等委員である取締役候補者とした理由 渡辺氏は、総務人事部門及び営業部門を務め、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を、当社の監査体制強化に十分に発揮することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	みむらせつ 三村 摂 (1963年7月13日生)	1989年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 1993年4月 公認会計士登録 1998年8月 三村会計事務所 所長(現任) 1999年3月 宝印刷株式会社顧問 2003年6月 ソマール株式会社取締役(現任) 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	3,700株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>三村氏は、直接の会社経営の経験を有しているとともに、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	たなか たつや 田中 達也 (1975年7月30日生)	2002年10月 弁護士登録 牛島総合法律事務所入所 2005年6月 佐藤総合法律事務所入所 2009年2月 熊谷・田中法律事務所(現熊谷・田中・津田法律事務所)開設パートナー(現任) 2014年1月 竹本容器株式会社社外取締役 2015年6月 当社社外監査役 2016年3月 竹本容器株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 株式会社ガーデン社外監査役(現任)	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 田中氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三村摂氏及び田中達也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三村摂氏及び田中達也氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもってそれぞれ8年となります。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各候補者の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 三村摂氏及び田中達也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、就任前に限り、当社の監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
あらいまひと 荒井真人 (1957年5月12日生)	1981年4月 日本電信電話公社入社(現日本電信電話株式会社)入社 1988年5月 NTTデータ通信株式会社(現株式会社NTTデータ) 1984年2月 同社産業システム事業本部 課長代理 プロジェクトリーダー 2001年4月 株式会社NTTデータ CORE本部 課長・プロジェクトマネージャー 2013年4月 株式会社NTTデータ・ビジネスシステムズ入社 第一システム事業本部長 2023年3月 同社退職	一株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 荒井氏は、長年NTTグループでシステムの開発や構築などに携わり、プロジェクトマネジメント遂行のための高い知見など、変革の激しい通信業界において豊富な経験と知識を有しております。監査等委員である社外取締役に就任された場合に、当社経営の意思決定に貢献が期待できると考え、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 荒井真人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒井真人氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 荒井真人氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 荒井真人氏が監査等委員である取締役に就任することになる場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。荒井真人氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

(第2号議案、第3号議案、第4号議案が承認可決された場合)

氏名	当社における地位	企業経営	ファイナンス・会計	リスクマネジメント・コンプライアンス	イノベーション・DX	テクノロジー	グローバルビジネス	品質安全・サステナビリティ
大西 新二	代表取締役 執行役員 社長	●		●	●	●	●	●
上田 豊	取締役 執行役員	●	●	●			●	●
齊田 奈緒子	取締役 執行役員		●	●	●			●
島 政則	取締役 執行役員				●	●		●
深山 博文	取締役	●			●	●		●
渡辺 俊一	取締役 監査等委員			●	●	●		
三村 摂	社外取締役 監査等委員		●	●				
田中 達也	社外取締役 監査等委員			●				
荒井 真人	(補欠) 社外取締役 監査等委員			●		●	●	

※各取締役に特に期待するスキルであり、各人の有するすべてのスキルを表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

当社は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬の額及び内容決定の件」としてご承認いただき、当社の監査等委員及び社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、現在に至っております。また、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額50,000千円以内とご承認いただいております。本議案は、本制度における譲渡制限期間の改定についてご承認をお願いするものであります。

当社は、本制度の譲渡制限期間を「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」としておりましたが、今般、対象取締役が退任又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様と価値共有を可能な限り長期間にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、「割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれの地位からも退任または退職した直後の時点までの期間」に改定したく存じます。また、譲渡制限期間の変更に伴って譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではございません。また、上記の改定以外には、本制度の内容に変更はございません。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は5名となります。

なお、当社は、取締役会において取締役の報酬等の決定方針を定めており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであります。また役員報酬体系や世間動向を総合的に勘案しつつ、監査等委員会による、上記譲渡制限期間の改定に係る目的に鑑みて、本議案につき相当であるとの意見を経て取締役会で決定しており、その内容は相当なものであるものと考えております。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりとなります。

### 1. 譲渡制限付株式の上限数等

当社は、対象取締役に対して譲渡制限付株式としての普通株式を割当てるため、その払込のための金銭報酬債権の額を設定するものとし、その総額は年額50,000千円以内とする。当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年50,000株以内とし、その1

株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

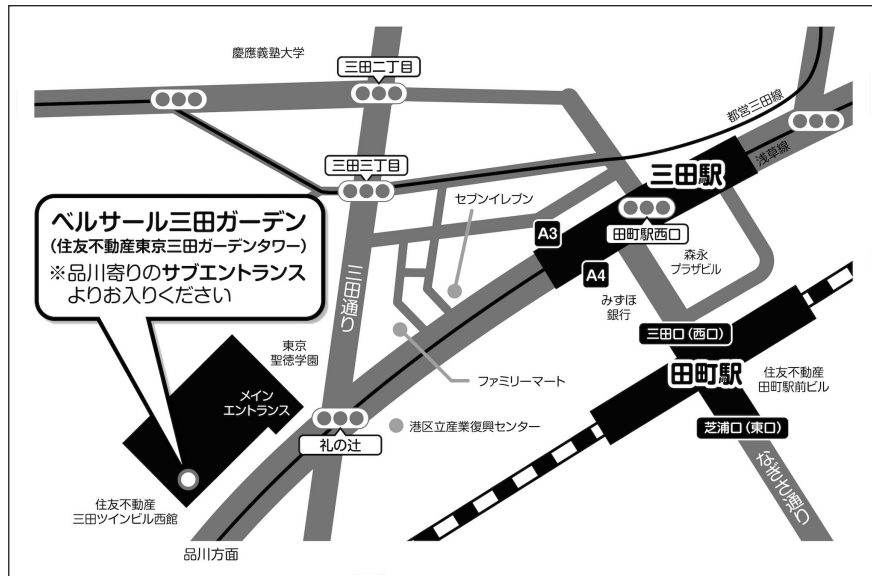
## 2. 譲渡制限付株式に関する事項

当社は、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約という。」）を、当社と対象取締役との間で締結するものとする。

- ① 対象取締役は、割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかの地位からも退任または退職する直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 対象取締役が上記①に定めるいずれかの地位をも退任または退職した場合、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する（無償取得事由）。
- ③ 当社は、対象取締役が割当を受けた日より、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあり、かつ、上記②に定める無償取得事由に該当しない理由で退任または退職した場合、当該時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑤ 上記④に規定する場合においては、当社は、上記④の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑥ その他の内容は、当社取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場 ご案内図



## ベルサール三田ガーデン 3階 ROOM2

東京都港区三田三丁目5番19号

住友不動産東京三田ガーデンタワー

交通：JR山手線・京浜東北線

「田町駅」三田口（西口）より徒歩5分

都営三田線・浅草線

「三田駅」A3出口より徒歩4分

※会場が前回と異なっておりますので、  
お間違いのないようご注意ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

